

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
商工企画室	<u>第4次産業革命技術実証実験支援事業費補助、三陸地域産業活性化支援事業費補助、</u> 中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方 独立行政法人岩手県工業技術センター運営 費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業 技術センター施設設備整備費補助	商工企画室	中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方 独立行政法人岩手県工業技術センター運営 費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業 技術センター施設設備整備費補助
[略]		[略]	
産業経済交 流課	運輸事業振興費補助及びいわて新事業活動 促進支援事業費補助	産業経済交 流課	運輸事業振興費補助、 <u>いわて新事業活動促 進支援事業費補助、いわてアパレル産業振 興事業費補助及びいわて食の販路拡大事業 費補助</u>
観光課	<u>地域なりわい再生緊急対策交付金、みちの くコンベンション等誘致促進事業費補助、</u> <u>外国人観光客受入促進環境整備事業費補助</u> <u>、三陸地域エクスカッション等誘致促進事 業費補助及び旅館等耐震改修利子補給補助</u>		
定住推進・ 雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事 業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人 材センター連合会運営費補助、求人情報発 信支援事業費補助、U・Iターン中核人材 就業支援事業費補助、いわて働き方改革等 推進事業費補助、事業復興型雇用創出事業 費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、 認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区 域とする団体に係る補助金に限る。）及び 岩手県職業能力開発協会補助	定住推進・ 雇用労働室	移住促進事業費補助、地方創生移住支援事 業費補助、公益社団法人岩手県シルバー人 材センター連合会運営費補助、求人情報発 信支援事業費補助、U・Iターン中核人材 就業支援事業費補助、いわて働き方改革等 推進事業費補助、事業復興型雇用創出事業 費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、 認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区 域とする団体に係る補助金に限る。） <u>、認 定職業訓練施設整備費補助（全県域を活動 区域とする団体に係る補助金に限る。）</u> 及 び岩手県職業能力開発協会補助
ものづくり 自動車産業 振興室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成 事業費補助、地域産業重点強化加速支援事 業費補助、自動車関連産業創出推進事業費 補助、自動車関連産業重点強化支援事業費	ものづくり 自動車産業 振興室	ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成 事業費補助、地域産業重点強化加速支援事 業費補助、自動車関連産業創出推進事業費 補助、自動車関連産業重点強化支援事業費

	<p>補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、中小企業総合的成長支援事業費補助、産業競争力強化支援拠点整備費補助、<u>ヘルスケア産業集積拠点整備費補助</u>、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助</p>		<p>補助、ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、半導体関連産業技術高度化支援事業費補助、医療機器関連産業参入促進事業費補助、医療機器等製品開発支援事業費補助、中小企業総合的成長支援事業費補助、産業競争力強化支援拠点整備費補助、工業団地整備事業費補助、企業立地促進奨励事業費補助、県北広域産業力強化促進事業費補助及び特定区域産業活性化奨励事業費補助</p>
		<p><u>観光・プロモーション室</u></p>	<p><u>地域なりわい再生緊急対策交付金、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカッション等誘致促進事業費補助及び旅館等耐震改修利子補給補助</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。